

平成 26 年 12 月 5 日

新ごみ焼却場を考える会  
代表 井上 恭子 様

知多南部広域環境組合  
管理者 糸山 芳輝  
(公印省略)

知多南部広域処理施設土地売買に関する公開質問状について(回答)

当組合では、安全で安心なごみ処理、環境負荷の低減、施設建設及び運営コストの縮減などを目的にごみ処理施設の広域化事業に取り組んでいるところであります。

平成 25 年度には、新たな建設予定地を武豊町地内に決定いたしました。このため、今年度は半田市土地開発公社を利用することで建設用地の買収を完了し、現在、当組合では建設予定地での環境影響評価調査業務を実施している段階であります。

なお、平成 26 年 11 月 28 日付けでご提出いただきました質問事項については、別紙のとおり回答いたします。

#### 1. 半田市土地開発公社が土地を購入した理由は何か。

平成 26 年度から環境影響評価調査を実施するにあたり、事業用地への立ち入り調査を始め、大気質、騒音等の測定器の設置が必要となるため、用地を購入していない状況での実施は非常に困難であります。仮に、現時点において組合が購入する場合、交付金及び地方債の対象とならないため、単年度の費用負担が大きく構成市町の財政計画への影響が懸念されました。これらのことから半田市土地開発公社を利用し、用地を購入しました。

#### 2. 中山製鋼所と半田市土地開発公社と交わした武豊町の広域ごみ焼却場の「土地取得に関する一切の書類の開示を求める。」

半田市土地開発公社の回答を添付します。

- ・ 知多南部広域環境組合ごみ処理施設建設事業用地先行取得に関する協定書
- ・ 公有用地代行取得等業務委託契約書
- ・ 土地売買契約書

#### 3. 本来土地購入の場合、中山製鋼所のような製鉄会社であれば、土壤汚染に係る調査後土地の購入をすべきであるが、なぜ行なわなかったか。

当該事業用地は、建設予定地が半田市最終処分場跡地であった場合とは異なり、地歴調査により、衣浦港の浚渫土砂及び山土で造成されていること、資材置場、グラウンド等として利用されていたこと、また、有害物質使用特定施設、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設、土壤汚染対策法に係る要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定がそれぞれ指定されていないことを確認しています。

以上のことから、多くの費用と期間をかけて事前の土壤調査をする必要がないと判断したため、想定いたしました土壤汚染に対する処理費（1 億 2 千万円）等を減価して用地購入しました。

#### 4. また、土地購入後速やかに土壤汚染に関する環境アセスメントの調査ができるはずだが、なぜ平成 28 年度に行なうか。

環境影響評価の手続き（計画段階環境配慮書、環境影響評価方法書、環境影響評価の実施、環境影響評価準備書、環境影響評価書）の中で、今年度は計画段階環境配慮書（配慮書）を作成しています。また、平成 27 年度には環境影響評価方法書（方法書）の手続きを、平成 28 年度には環境影響評価の実施（四季調査）を予定しています。

したがって、平成 27 年度に実施する方法書の手続きを経て調査項目や方法を決定した後、土壤汚染に係る環境アセスメントの調査は平成 28 年度に予定している四季調査の中で実施することとしています。

5. 不動産鑑定士などによる鑑定や評価を行ったか。行なった場合、契約に至るまでの手続きや結果など一切の情報を開示されたい。

平成 26 年 3 月に不動産鑑定士による不動産鑑定評価を実施しておりますので、不動産鑑定評価書（土地、物件）の写しを添付いたします。また、その他の契約に至るまでの手続きや結果などは、

知多南部広域環境組合HP、議事録>会議録、平成 26 年 8 月 18 日議員連絡会議の資料をご覧ください。

6. 中山製鋼所より寄付された物件（家屋番号 11 番 4 符号 58）は何年に建設されているか。アスベストは使われているか。使用用途はなにか。今後何年使用する予定か。もし解体するならばその費用はいくらなのか。

当該物件は、昭和 40 年に建築され、平成 21 年一部取り壊し、改修工事を実施しています。また、アスベストは使用されていません。

使用用途は、不燃粗大ごみ、資源ごみの仮置き場等として利活用できると考えています。また、今後何年使用するかは、当該物件を利活用していく中で総合的に判断していくこととなります。

なお、解体費用には 1 千万円程度要することを確認しています。

7. 公簿取引とし、実測清算は行なわないとあるがそれはなぜか。すでに実測してあるならばいつ行なわれたのか。

平成 26 年 3 月に用地測量を実施し、事業用地（A=50,000.6m<sup>2</sup>）を確定していますので公簿面積と実測面積は同じであるため、実測清算を行う必要はありません。

8. 土壌汚染があった場合、その処理費は 1 億 2 千万円でアセックで処理ということだが、もしアセックで処理できなかった場合、莫大な費用を要する。それはだれが支払うのか。

質問 3 での地歴、使用履歴により、アセックでの処理費以上の莫大な費用が要することはないと考えています。